

大仙市入札参加にあたっての留意事項

入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、大仙市財務規則、大仙市建設工事等競争入札心得、入札公告、指名通知書、仕様書、図面及び契約書案のほか、次の事項に留意して下さい。

1 技術者の適正配置について

技術者の配置にあたっては「工事現場における技術者等の配置について（平成28年4月1日施行）」を遵守するものとし、特に次の事項に留意して下さい。

- (1) 専任を要する工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を配置しなければならない。
なお、専任を要しない工事については、監理技術者等は複数の工事を兼務することができます。
- (2) 下請契約の請負代金の合計が3,000万円（建築一式の場合は4,500万円）以上となる場合については、専任の監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者に限る。）を配置しなければならない。

2 配置する技術者の資格について

監理技術者等の配置にあたっては、公告文や設計図書により指定する国家資格等が必要です。

3 配置予定技術者の変更について

条件付き一般競争入札において、競争入札参加資格確認申請書に記載した配置予定技術者を工事着手時に変更することはできません。

4 見積内訳明細書の提出について

全ての建設工事、低入札価格調査制度を適用する建設コンサルタント業務等及び入札公告、入札説明書又は指名通知書において見積内訳明細書の提出が必要とされた入札にあたっては、1回目の入札時に見積内訳明細書を提出してください。

なお、見積内訳明細書は、低入札価格調査制度を適用する工事又は建設コンサルタント業務等にあたっては、低入札価格調査における調査基準に該当するか否かを判断する際の根拠となることがあります。また、見積内訳明細書の様式は、工事又は建設コンサルタント業務等では本工事費内訳書に準じたものとします。

5 低入札価格調査制度について

適正な施工を確保する観点から、ダンピング受注の排除を図るため、建設工事において低入札調査基準価格を下回る価格で入札した者に対しては、次に示す入札参加制限等の措置が講じられます。詳細は「低入札調査基準価格を下回った入札に係わる取扱要領（平成24年4月1日施行）」に規定されていますので、十分留意の上入札願います。

- (1) 低入札価格調査を経て落札した者、低入札価格調査により失格した者に対しては、2月間の入札参加制限と3月間の警告措置
- (2) 上記の落札者及び失格者以外で低入札した者に対しては、3月間の警告措置
- (3) 低入札に関する警告期間内に再度低入札調査基準価格を下回る価格で入札した者に対しては、4月間の入札参加制限と3月間の警告措置
- (4) 低入札価格調査を経て落札した者と契約する場合は、履行保証の割増、前払金支払い割合の削減、技術者の増員配置等の措置

6 設計調査等関連業務を行った者が建設工事の入札に参加する場合の取り扱いについて

当該工事の調査業務、計画業務及び設計業務（以下「当該関連業務」という。）を行ったと認められる者については、原則として、当該工事の入札参加資格を有しないものとします。ただし、実施設計業務以外の当該関連業務を行った者が入札参加資格を有しないとした場合、参加資格を有するものが大仙市財務規則第111条第1項に定める数に満たない場合は、例外として取り扱う場合があります。

7 秋田県の「建設産業における生産システム合理化指導要綱」等の遵守について

秋田県の「建設産業における生産システム合理化指導要綱」を遵守するほか、建設労働者の雇用・労働条件の適正化を図るため、就業規則、建設労働者名簿及び賃金台帳を整備するとともに、適正な賃金の支払いに努めて下さい。また、1週間の法定労働時間は原則として40時間であるため、これを遵守し、労働時間の短縮や休日の確保には十分留意して下さい。

なお、当市では、土曜日、日曜日及び祝日等（夏季、年末年始休暇を含む。）の休日日数と降雨等による作業不能日数を合わせて、平均13.5日／月を超える場合は、工期延長を求めることができますとしています。

8 下請負の適正化について

建設工事に係る下請負にあたっては、「建設工事下請負の適正化に関する要綱（平成28年4月1日施行）」及び「下請負に関する運用ガイドライン（平成24年4月1日改正）」を遵守するものとし、特に次の事項に留意して下さい。

- (1) 下請負業者の選定に当たっては、建設業法等関係法令の規定を満たすものであることはもとより、施工能力、雇用管理及び労働安全衛生管理、労働福祉の状況等を総合的に勘案し、優良な者を選定すること。
- (2) 同要綱の規定により事前協議を義務づけられている下請契約については、事前協議結果の通知を受けた後でなければ下請契約を締結することはできない。なお、下請契約の締結及び下請代金の支払いに当たっては、同要綱を遵守し、適正に行うこと。
- (3) 下請契約を締結した場合は、下請金額に関わらず、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

9 下請負及び資材調達等に関する市内業者の活用について

下請負及び資材調達等に関しては、できる限り市内業者を選定するよう努めて頂きますが、やむを得ず市内業者で対応が困難な場合にあっては、ガイドラインに示す優先順位に従って選定頂くようお願いします。

10 「秋田県公共事業に係る環境配慮方針」に基づく取り組みについて

「秋田県公共事業に係る環境配慮方針」に基づき、工事の施工にあたっては、秋田県知事が認定したリサイクル製品等を優先的に使用してください。

11 工事施工における安全対策の徹底について

当市では、作業員全員参加により月当たり半日以上の時間を割り当てて安全研修・訓練に係る経費を予定価格に計上しています。この研修等を適正に実施するとともに、安全管理の徹底に努め、労働災害の防止について万全の措置を期してください。

12 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工に当たっては、次の事項を遵守してください。

- (1) 工事用資材及び建設副産物等の運搬に当たっては、積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っていると認められる資材納入業者から資材を購入しないこと。
- (3) 施工計画書の提出に当たっては、過積載防止対策について記載すること。
- (4) 下請契約の相手方又は資材納入業者等を選定するにあたっては、これまでの交通違反歴等を十分考慮すること。

1.3 法第12条団体等加入者の使用促進について

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進してください。

1.4 建設業退職金共済制度への加入等について

当市では、建設労働者の労働福祉の向上を図るため、建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)の掛金を予定価格に計上し、その普及に努めています。については、制度の趣旨を理解の上、次の事項を遵守してください。

- (1) 建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 下請契約を締結する際は、下請負業者に対して建退共制度の趣旨を説明するとともに、下請負業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請負業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。
- (3) 建退共制度の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という)を工事請負契約締結後1ヶ月以内に市に提出すること。

なお、工事請負契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合は、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

- (4) (3)の申出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。

なお(3)の申出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

- (5) 別に定める建退共証紙貼付実績書を作成し、工事完成届に添付して市に提出すること。
- (6) 市から共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

(7) 下請負業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請負業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請負業者においてできる限り下請負業者の当該事務の受託に努めること。

1.5 労働保険制度及び建設労災補償共済制度への加入について

建設労働者の労働福祉の向上を図るため、労働者災害補償保険法による労働保険制度への加入はもとより、この法定労災補償制度を補完する法定外労災補償制度へ加入する必要があります。

(1) 工事請負契約を締結した場合は、財団法人建設業福祉共済団の建設労災補償共済加入証明書その他の共済、保険制度の加入を証する書面の写しを契約締結後1週間以内に市に提出すること。

(2) 一人親方や中小事業主等は、その業務の実態等により雇用労働者に準じて保護することが適当であるとして、労災保険の特別加入が認められていることから、不慮の作業事故に備えるため、工事に参加する一人親方等に対し、労災保険の加入を促すこと。

1.6 社会保険の加入について

社会保険適用除外事業所以外の事業所で社会保険に未加入の事業所は、入札に参加することができません。

1.7 分離・分割発注について

「大仙市分離・分割発注に関する取扱要領（平成23年4月1日施行）」の規定に基づき、分離・分割発注を行う場合において、入札公告に分離・分割案件である旨の明記がある工事等で、一の工事等の落札候補者となった者は、他の工事等の入札参加資格を有しなくなるものとします。この場合における開札順位は、予定価格の高い順から開札を行います。但し、一の工事等の落札候補者となり、他の工事等の入札に参加できない者を除いた結果、入札参加者が0者又は1者となった場合は、分離又は工区分割を行った案件については入札の執行を取り止める場合が、事業分割を行った案件については分割を取り止める場合があります。

附 則

この留意事項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成22年7月21日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成31年4月1日から施行する。